

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		成年後見制度利用支援事業申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条、第5条、第14条、第20条
標準処理期間 審査基準	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条、第5条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成31年 4月 1日最終変更
	<p align="center">【 基 準 】</p> <p>(審判の申立てに関する支援の対象者)</p> <p>第4条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長の行う前条第1号に定める支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者及びその近親者等</p> <p>(2) 認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、家族等の虐待又は放置をされている者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度を利用しなければ、当該認知症高齢者等の権利を擁護することが困難であると市長が認める者</p> <p>(申立費用支援及び後見人等報酬支援の対象者)</p> <p>第5条 第3条第2号及び第3号に定める支援の対象者は、前条の規定に該当する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、審判の申立てに要する費用及び後見人等の業務に対する報酬を負担することが困難であると市長が認める者</p>	

(申立費用助成の決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申立費用助成申請書、添付書類及び当該申請に係る該当者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の助成の可否の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに申立費用助成決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知する。

（平31告示116・追加）

(報酬助成の決定)

第20条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、後見人等の報酬助成申請書、添付書類及び当該申請に係る該当者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（別記様式第5号）により通知する。

（平31告示116・旧第16条繰下・一部改正）